

危機管理マニュアル

子どもたちの安全のために

令和 7 年 4 月

岸和田市立山滝小学校

目 次

第1章 危機管理体制について

1. 危機管理の現状と課題	3
2. 危機管理体制について	4
(1) 危機発生の予知と回避について	
(2) 危機発生時の対応について	
(3) 危機発生時の連絡体制について	
(4) 危機発生時の配慮事項について	

第2章 具体的事象における危機管理について

1. 児童に係る事象	7
(1) 学校生活に係る事象	7
①不審者侵入の対応について	
②行方不明者の対応について	
(2) 学校保健に係る事象	12
①食中毒および感染症の対応について	
②食物アレルギー事故の対応について	
③熱中症の対応について	
(3) 学校事故に係る事象	15
①火災発生の対応について	
②重大な事故発生時の対応について	
2. 自然災害等に係る事象	17
(1) 「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について	17
(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について	21

第3章 資料編

不審者対応マニュアル等	22
-------------	----

第1章 危機管理体制について

1. 危機管理の現状と課題

学校における危機管理は、近年、さまざまな事案が起こり、過去に何事もないということが安全や安心の根拠とはなりえないことは、多くの人が感じているとおりである。

危機管理といっても、学校教育活動にかかわる危機はさまざまなものがある。発生する危機によっては、その対応が異なる場合も少なくない。例をあげるとすれば下記のようなになる。

【緊急事態（例）】

- ①台風、地震等の災害や火事
- ②不審者侵入
- ③事故・急病
- ④食中毒・感染症の発生
- ⑤学校付近での凶悪事件（犯罪）発生
- ⑥交通事故、行方不明・誘拐
- ⑦犯行予告・脅迫電話
- ⑧食物アレルギーの事故

上記のような緊急事態を想定し、学校としてマニュアルを作成し、あらかじめ対応を決めておくことで、いざという時に適切に対応できるようにする。

2. 危機管理体制について

(1) 危機発生の予知と回避について

- ・校内巡視の強化、案内板の設置、「(ご用の方は職員室へおこしください)」等)、
- ・防犯訓練の開催、避難訓練の充実、連絡網の確認等を行う。

○門扉の管理

- ・小学校は、登校後閉門もしくは施錠を行う。

○来校者への対応

- ・外部からの侵入者があることを想定し注意を払う。不審かどうかにかかわらず、声かけは必ず行う。
- ・入学時に名札を配付するとともに、来校時には名札の着用を求める。

○子どもたちへの安全教育

- ・子どもたちが危機に対して自ら速やかに対応できる能力を身につけさせる。

○職員の研修・訓練

- ・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。救命救急等の実技研修を行う。
- ・複数による校内外の巡回を行う。状況により携帯電話、ホイッスル等を携帯する。
- ・登下校の指導は、街頭指導や下校指導等で、収集した情報を活用する。また、情報収集のために、保護者や地域と連携する。

○見守りボランティアとの連携

- ・見守りボランティアとの情報交換を行い、連携を深める。

○連絡網の整備と確認

- ・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。
- ・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。

○関係機関との連携（PTA、警察、地域等）

- ・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。
- ・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。

○校内安全点検

- ・学期に1回、校内の危険箇所や修理が必要な箇所の点検を行う。危険箇所は教職員で共有するとともに、児童への注意喚起を行い、修理を行う。学校で対応が難しい場合は市に修理を要請する。

(2) 危機発生時の対応について

- ・職員の動きの確認、組織的対応の確認等を行う。

○職員がとるべき措置

- ・子どもの安全確保を最優先しながら、相互の連絡がスムーズにいくような共通認識と体制を整える。
- ・全体としての状況の把握（負傷者の名前、人数、ケガ等の程度など）を的確迅速に行う。
- ・記録を丁寧にとる。

○連絡先の整理

- ・ 110番と119番へ通報は、誰がいつ連絡したのかを把握して混乱しないようにする。
- ・ 電話線の混雑を考え、予め対応策を協議しておく。

○組織的対応の整理

- ・ 各教職員が迅速に行動できる指揮・伝達系統を確立する。
- ・ 情報を一元化し、外部との窓口も一本化する。

○児童の一時避難、下校指導についての確認

- ・ 事態の重大性に応じてランクをつくり、それぞれ対応する。

【ランク1】放課後の活動を中止にして、一斉下校させる。

【ランク2】職員引率のもと、登校班グループで、集団下校させる

【ランク3】保護者に迎えにきてもらう

※大規模な災害等で、集団下校でも児童の安全確保が困難と判断した場合。

※警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合。

（3）危機発生時の連絡体制について

○校内体制の整備・・・職員の役割分担や共通理解内容を徹底する。

①日常の役割分担

- ・ 「予知と回避の方策」における各項目に対応して、実効性のある体制を組む。
- ・ 地域を考慮した体制を考える。

②緊急時の役割分担の確認

- ・ 「発生時の対応」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
- ・ 事後における子どもの心のケアを重視する。

③課業時間外の職員参集体制の整備

- ・ 事態の重大性に応じて、ランクをつくり、それぞれの対応方法をつくる。

【動員体制】

A号（職員の4分の1） B号（職員の2分の1） C号（全職員）

④課業時間以外での臨時連絡先、連絡方法

⑤児童・地域への連絡体制の構築

- ・ 緊急時の家庭訪問経路、一斉配信等の連絡体制の整備
- ・ 自治会、各種団体等への連絡体制
- ・ 課業日以外の場合の情報収集、連絡体制
- ・ 町内放送の活用（解決時の連絡方法も必要）

【記録用紙等の作成】

- ・ 子どもの引渡し確認表やカード

⑥一般の人からの情報を受けた場合の対応

- ・ 「警察にも直接連絡してください」と必ず要請する。
- ・ 近隣校園、教育委員会に連絡する。
- ・ 情報に信頼性があり、緊急を要する場合、地域関係にも連絡する。
- ・ 場合によっては町内放送や「防災無線」（教育委員会を通じて自治振興課に要請）を使用する。

（４）危機発生時の配慮事項について

○教育委員会への迅速な報告（教育委員会との連携）

○患者、当事者（被害者）、その保護者への対応

- ・ 個人情報と人権への配慮
- ・ 心のケア、PTSD 等への対応

○報道対応　〔窓口一本化〕

- ・ 複数対応（応答者と記録者）
- ・ 児童の特定をさせない
- ・ 校内取材をさせない
- ・ 電話取材の即答はしない
- ・ 事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・ 質問事項に答える（相手の所属と名前、応答内容、報道内容の記録と整理）
- ・ ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・ 教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・ 保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

【記録用紙等の作成】

- ・ 受付名簿、負傷者一覧表、事件・事故の概要記録用紙

第2章 具体的事象における危機管理について

1. 児童に係る事象

(1) 学校生活に係る事象

①不審者侵入の対応について

ア 予防と危機回避

- ・登校後、門は閉門もしくは施錠する。
- ・正門・裏門に案内板を掲示する。
- ・来校者に対しては、以下の例のように対応する。

【ランク1：危険性を予知しない場合】

用件を尋ね、職員室等へ案内する。

用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。

【ランク2：危険の可能性が予知される場合】

必ず複数で対応し、緊急対応の態勢を準備する。必要があれば関係機関に連絡。

【ランク3：刃物等の所持を確認した場合】

子どもの安全確保に向けて全職員での態勢をとる。

緊急避難。警察への緊急出勤を要請。連絡網で緊急連絡。

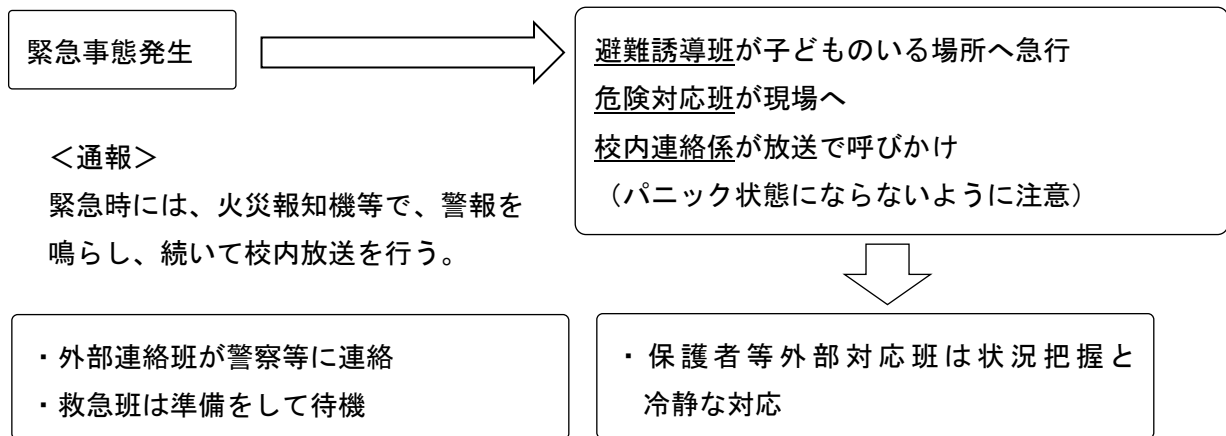
※校内の危機的な状況を速やかに伝える方法を確立しておく。

- ・安全教育は、校内避難訓練や警察等と連携した防犯教室を行い、子どもたちに緊急時に「自ら身を守る」能力を育てる。
- ・職員研修では、避難誘導の実地訓練、止血・人工呼吸等の救命救急法の研修、職員自らの身を守る防御法の習得をはかる。
- ・校内および下校時の巡回は、複数で行う。校内体制を組む。

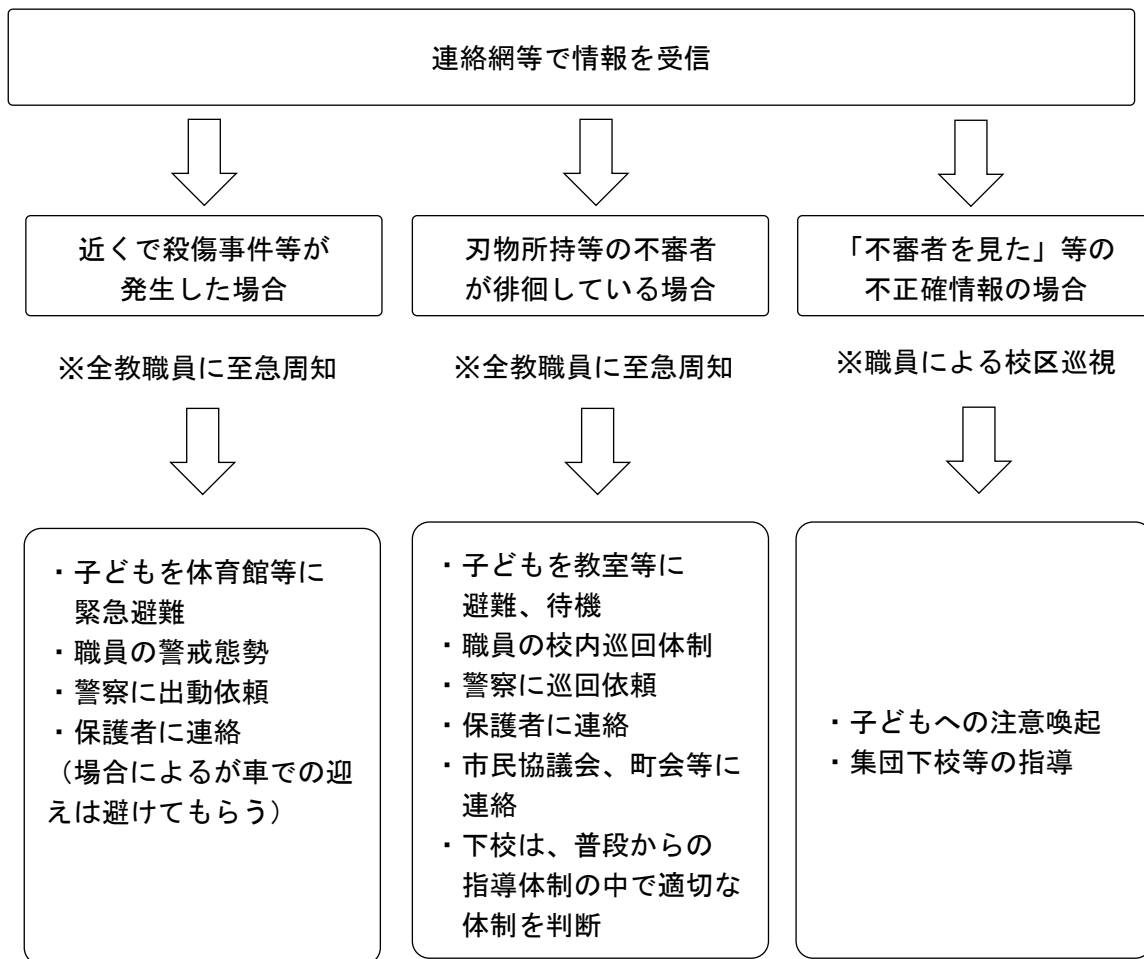
イ 校内組織体制

- ・緊急時の職員配置を確認しておく。
- ・事態発生時の職員の動きを確認しておく。

校内連絡（放送）係	2名	避難誘導班	6名（各学年）
危険対応班	2名	救急班	3名
警察等外部連絡係	1名	保護者等外部対応係	2名
指揮	校長		



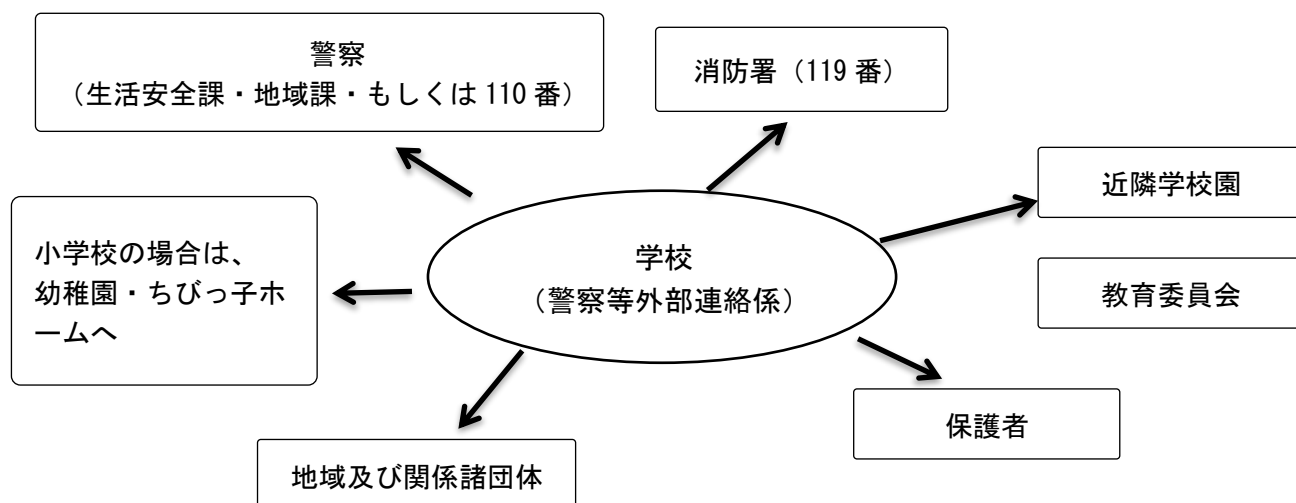
◎緊急のおそれがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



※「全教職員に至急周知」

校内放送で緊急連絡する。但し、混乱を招くおそれがある時には、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と放送で周知する。

ウ 連絡体制について（連絡先と連絡者を確認しておく）



エ その他

防犯のため、ホイッスルを携行するようにし、職員室等にさすまた、AEDなどを設置する。
また、非常用放送設備の点検を定期的を実施する。

【校内組織体制：職員室張り出し用】

令和7年度 緊急時 校内組織体制

校内組織体制	人数	役割分担
指揮	1	〇〇〇〇
校内連絡(放送)係	2	〇〇〇〇
避難誘導係	6	〇〇〇〇
危機対応班	2	〇〇〇〇
救急班	3	〇〇〇〇
警察等外部連絡係	1	〇〇〇〇
保護者等外部対応係	2	〇〇〇〇

②行方不明者の対応について

ア 予防と危機回避

- ・日頃の生徒指導を充実させる
- ・子どもの変化を見逃さない
- ・校内の相談体制の充実に努める

イ 事態発生時の職員の行動体制

◎下校後、家に帰っていない場合

情報を受けた者から、校長へすみやかな連絡を行う。その後は、校長の指揮のもと行動する。

放課後、活動とともにしていた者への
聞き取りや、一緒に下校した者への聞
き取りを行う。

確認事項
・校内に残っていないか。
・下校時刻



※通学路周辺の搜索（危険箇所を念入りに）
※保護者との連絡



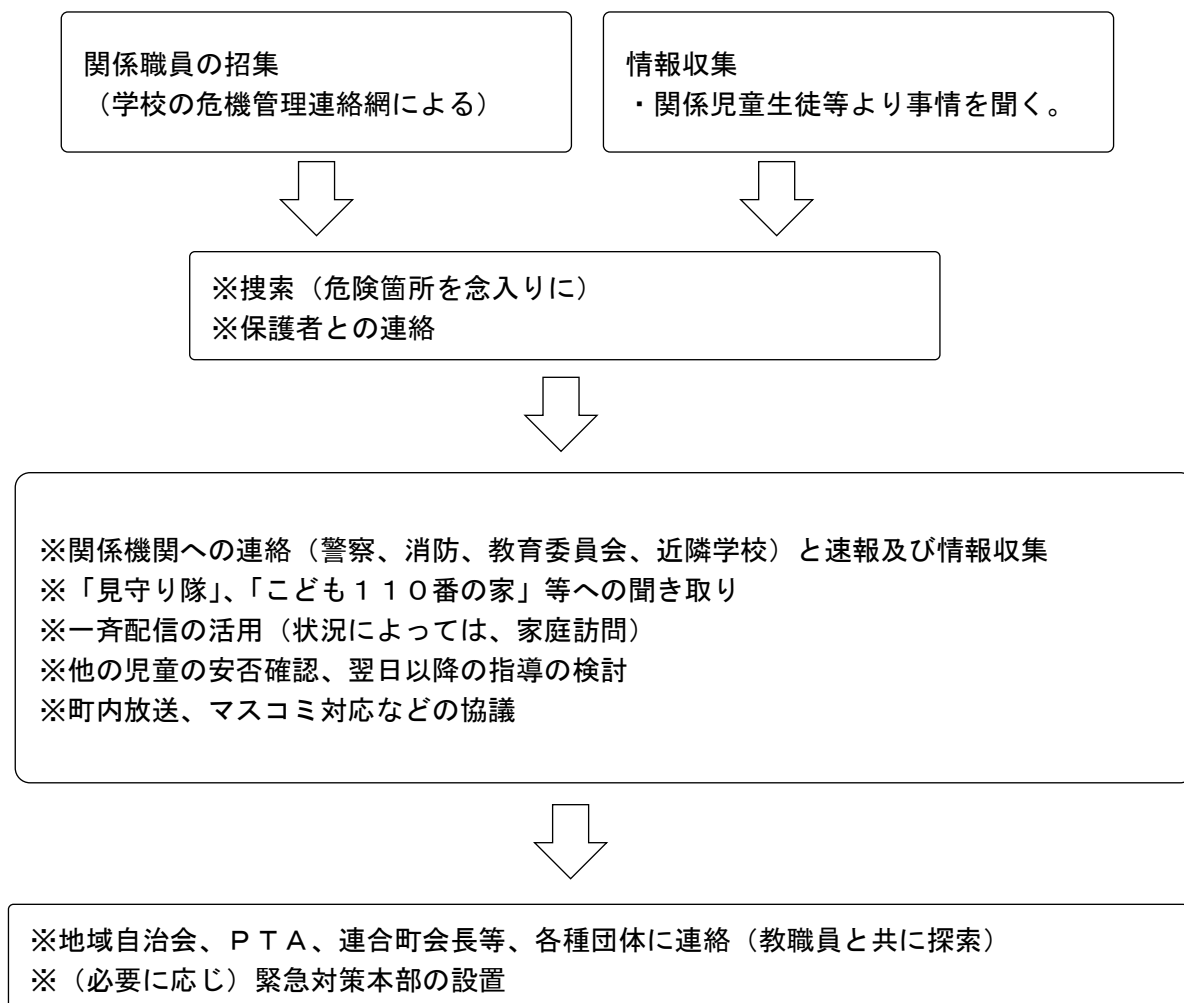
※関係機関への連絡（警察、消防、教育委員会、近隣学校）と速報及び情報収集
※交通指導員、「見守り隊」、「こども１１０番の家」等への聞き取り
※学級連絡網や一斉配信の活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の児童の安否確認
※町内放送などを協議する。
※報道機関対応などを協議する。



※地域自治会、ＰＴＡ、連合町会長等、各種団体に連絡する。
（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する。
※翌日以降の指導の検討

◎休日（課業日外）の場合

情報を受けた者から、校長へすみやかな連絡を行う。その後は、校長の指揮のもと行動する。



ウ 連絡体制

不審者侵入時（９ページ）に準ずる。

エ その他

必要に応じて、保護者や地域の方々に協力を依頼したり、情報を提供したりする場合は、事前に十分協議して、見通しをもち組織的に行う。

（５ページ参照）

(2) 学校保健に係る事象

①食中毒および感染症の対応について

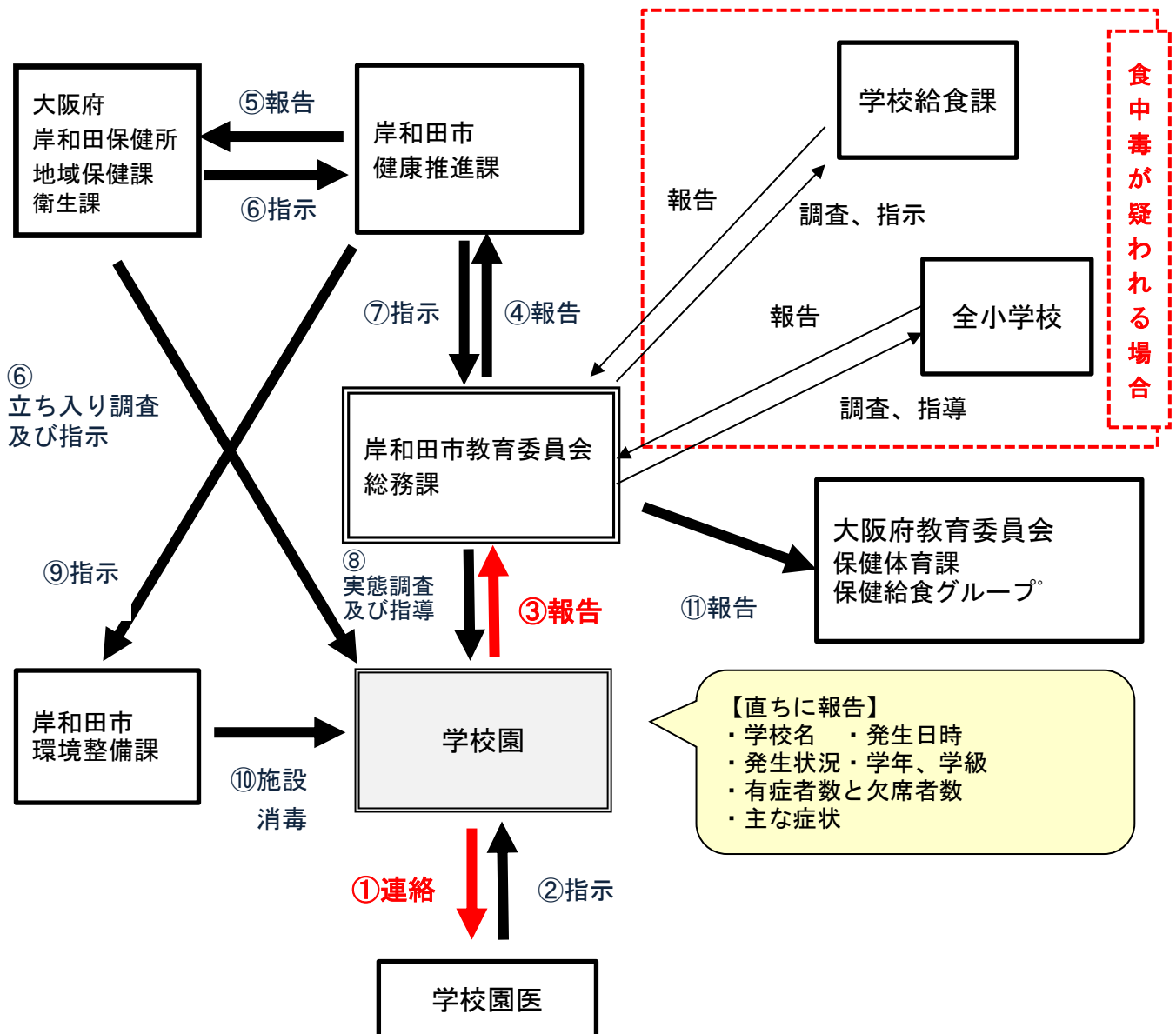
ア 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実

イ 校内組織体制

- ・最初に気づいた者、知った者が、校内体制に基づき、組織的対応のスタートを切る。

【食中毒および感染症等発生時の体制】



② 食物アレルギー事故の対応について

ア 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実

イ 事故発生からの対応について

※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応を参照

〈状況把握とその対応〉

- ・担任は、校長及び教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭や応援の教職員を呼ぶ。
(児童から目を離さない。一人にしないようにする。)
- ・担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ⇒エピペンや内服薬を処方されているか。
 - ⇒食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させるか、背中を強く叩く等により除去する。
 - ⇒ショック体位（足側を 15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ⇒気道の確保を行う。
 - ⇒移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。
(背負ったり、座らせたりして移動することは避ける)
 - ⇒担任や養護教諭等は、必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
 - ⇒救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
 - ⇒担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
 - ⇒他の児童・生徒には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報がつたわらないよう十分な指導を行う。

※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。

そのため、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

〈保護者への連絡等〉

- ・担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- ・校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童・生徒を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する
- ・事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

- ・ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ・ 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- ・ 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- ・ 児童の心のケアに努める。

ウ 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

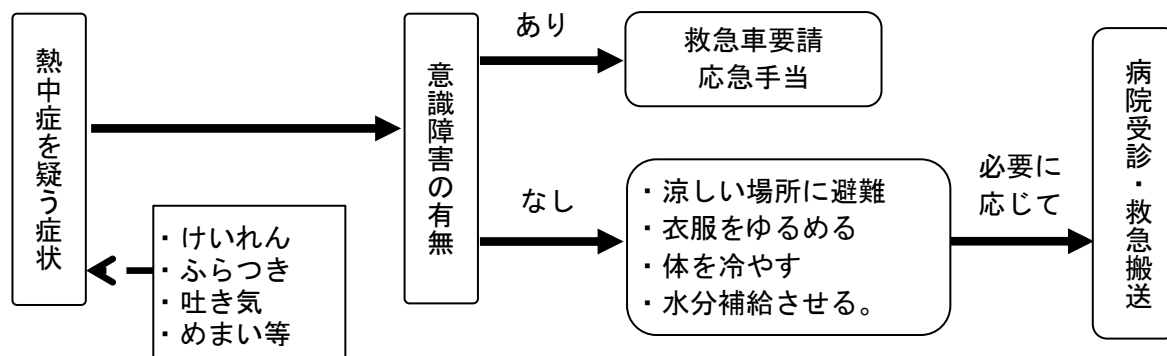
- ・ 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。
- ・ 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- ・ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）やエピペン使用方法、応急手当、チェックシートの活用等について実際に対応できるようにしておく。
- ・ 食育の中で、児童が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

③熱中症の対応について

ア 予防と危機管理

- ・ WBGT（湿球黒球温度）を測定し、その指数が31を超える場合、運動場の使用を中止する。また、体育館でも使用時間の短縮、または使用を中止する。併せて、児童の健康観察をする。
- ・ 児童に対し、時節にこだわらず、こまめに水分供給を促す。児童が水筒（水分）を忘れたり、持参した水分を飲み干してしまったりした場合、状況に応じて、ペットボトル入りの水を配付する。
- ・ 水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・ 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調のすぐれない児童は暑い中で無理に運動させない。
- ・ エアコンを適時有効利用する。
- ・ 梅雨明けなど急に暑くなった時は、体が暑さに慣れていないため、暑さになれるまでの一週間程度は、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。
- ・ 登下校時や屋外活動の際は、帽子を着用させるようにし、必要に応じて日傘などの熱中症対策用グッズを利用させる。

イ 事故発生からの対応について



(3) 学校事故に係る事象

① 火災発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- ・安全管理・安全点検（校舎外に可燃物を置かない、校舎内外の整理・整頓）
- ・消防設備の定期点検と補修
- ・児童への防災教育・避難訓練

イ 火災発生時の対応について

- ・児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と迅速な連絡・通報

〈状況把握とその対応〉

- ・火災の第1発見者は、初期消火に当たるとともに、できる限り早く管理職や職員室の職員に連絡する。（インターホン、ホイッスル等使用）
- ・管理職は、自衛消防組織の役割分担に従って、各係に支持する。
- ・初期消火係は、火災現場にかけつけ、消火器等を使用し消火に当たる。
- ・通報連絡係は、放送で全校に火災発生・避難開始の連絡をする。また消防機関へ通報する。
- ・避難誘導係は、児童を校舎外へ避難誘導し、人員確認をするとともに、残留者の救出に向かう。
- ・救護係は、負傷者の応急処置を行う。
- ・搬出・管理係は、自身の安全に留意し、非常持ち出し品の救出・管理を行う。
- ・防護安全係は、使用中の電気・ガス・危険物等の安全措置を行う。

担当区分(係)	担当者	任 務
自衛消防隊長	防災担当者	自衛消防隊の指揮及び総指揮・副指揮の補佐
通報連絡係	第1発見者 事務職員	消防機関への通報及びその確認 出火防災の呼びかけ、情報収集体制の早期確立
初期消火係	第1発見者 支援担任	消火器等を用いて初期消火活動を行うこと
避難誘導係	各授業者	児童の避難誘導・安全管理 避難終了後、人員確認 残留者の救出
搬出・管理係	校務員・専科	非常持ち出し品の救出・管理
防護安全係	給食調理員	使用中の電気・ガス・危険物等の安全措置
救護係	養護教諭	負傷者の応急処置

〈保護者への連絡等〉

- ・児童・教職員の安全が確保され、火災が完全に鎮火したら、一斉配信で火災発生と児童の安全確保の連絡を行う。
- ・授業再開が不可能な状況であれば、一斉配信で保護者に児童の引き取りを依頼する。
- ・負傷者が出た場合は、応急措置を行うとともに、必要に応じて担任が付き添い、医療機関へ搬送する。児童の保護者に連絡し、医療機関に来てもらう。校長と担任から保護者に火災の概要と負傷の経緯を報告する。

〈事後措置〉

- ・火災の概要を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ・校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- ・児童の心のケアに努める。

② 重大な事故発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- ・安全管理・安全点検
- ・児童の健康診断、既往歴等の把握

イ 事故発生からの対応について

- ・児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と迅速な連絡・通報

〈状況把握とその対応〉

- ・意識の有無などの状況把握を迅速に把握し、救命処置（心配蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- ・職員室と保健室への連絡。救急車の要請と校長への連絡。
- ・傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- ・救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまで児童に付き添い続ける。
- ・事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

〈保護者への連絡等〉

- ・担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者へ事故の発生を連絡する。
事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ・校長と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ・校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- ・必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

〈事後措置〉

- ・保護者に、事故発生の状況について説明を行う。
- ・事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ・外部への情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ・児童・生徒の心のケアに努める。
- ・事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。

ウ 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- ・年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ・緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ・救命措置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

2. 自然災害等に係る事象

（１）「特別警報」「暴風（雪）警報」「大雨警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について

ア 予防と危機回避

- ・避難訓練を実施する。
- ・安全教育を充実させる。

イ 校内組織体制

- ・児童の安全な場所への避難
- ・重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- ・必要に応じて避難所として地域住民を受け入れる体制を準備する。
- ・学校早期再開計画
〔児童への対応〕
 - ・調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）
 - ・対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）
- 〔施設・備品等への対応〕
 - ・破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保
- 〔臨時教育計画の実行〕
 - ・新通学路の決定
 - ・授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）
- ・教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。

〔転出入、就学援助〕

- ・状況を把握し校長、教頭の指示をふまえて手続きを行う。

ウ 連絡体制

不審者侵入時（９ページ）に準ずる。

エ 具体的な事例について

気象警報	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報		①②：臨時休業 ③：授業中止
洪水警報 波浪警報 高潮警報	①午前７時現在 ②午前７時～始業時間 ③始業時間以降	①②③：（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。 <u>地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示）が出ている。</u> <u>又は出された場合</u> ①②：臨時休業 ③：授業中止 <u>※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。</u>

令和６年４月１日改訂

○「特別警報」「暴風（雪）警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合

※②の際は、保護者に一斉配信する。

※③の際は、一斉配信により下校予定等を保護者に告知する。

なお、通学路の安全が確認されている場合、教職員の指導のもと、登校班で集団下校を行う。通学路の安全が確認されていない場合、児童は学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。

○「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報（洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

※岸和田市に上記の「警報」が発令された場合

⇒(原則的に)平常対応

※子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合

⇒臨時休業、授業（保育）時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。

○「山滝地区」に避難情報（「高齢者等避難」または「避難指示」）が発令された場合

①午前7時現在、発令されている場合

※学校は、臨時休業。一斉配信での連絡はしない。

②午前7時から始業時刻（午前8時30分）までに、発令された場合

- ・学校は、臨時休業。保護者に一斉配信で連絡する。
- ・児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。

③児童の登校後、発令された場合

- ・学校は、授業を中止する。
- ・児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。
- ・天候の急激な悪化等で、集団下校が困難な場合、児童を学校に留め置き、一斉配信で保護者にお迎えを依頼する。
- ・お迎えに来た保護者に児童を引き渡す。引き渡しカードに記載がない保護者以外が迎えに来た場合は、保護者の緊急連絡先に連絡を取った上で、引き渡しカードに記名後、児童を引き渡す。

○大地震や大雨による山崩れ、川の氾濫が予想される場合

- ・児童を教室に留め置き、通学路の安全が確認された場合は、教職員が付き添い集団下校を行う。
- ・通学路の安全確保が難しい場合は、学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。
- ・校内で安全確保が難しいと判断したときは、2次避難として山滝中学校に避難する。

(2) 地震発生時の場合

震度5弱以上	①登校前（午前7時まで）⇒臨時休業 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者に連絡する。 ③休日に発災した翌日⇒原則、臨時休業授業を行う場合は、保護者に連絡する。		◆南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中） ①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。
震度4以下	④⇒原則、平常時対応 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。	津波警報	◆南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中） ①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ◆上記学校園以外⇒原則、平常時対応 避難者の状況等により臨時休業、授業の中止、授業の繰り上げ・繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。

学校園における地震（津波）対応指針（平成30年4月1日から適用）

【災害の具体的な対応に関する参考文書（例）】

○災害等の発生の場合

・「岸和田市 災害応急対策 職員初動マニュアル〔改訂版〕」（平成10年9月）

・「岸和田市地域防災計画 第1編～第4編」（平成17年8月）

○「特別警報」「暴風（雪）警報」「大雨警報」発令の場合

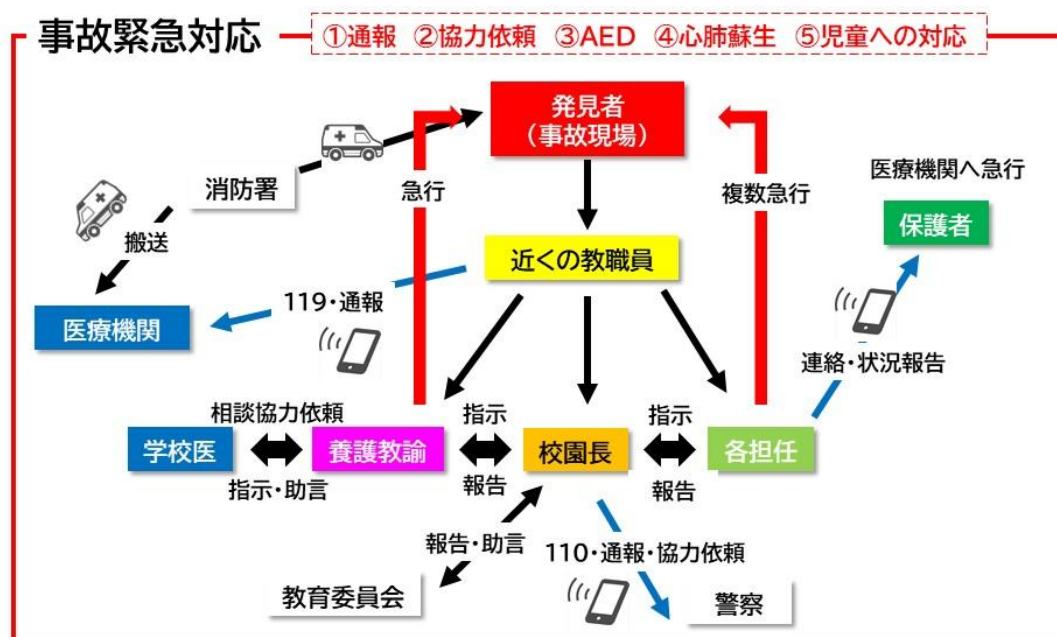
・「気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）」（令和6年4月1日改訂）

(3) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

Jアラートの内容	取るべき行動	学校園の対応
【ミサイル発射情報と避難の呼びかけ】 「ミサイル発射。避難してください。」※1 【ただちに避難することの呼びかけ】 「ただちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」※2	【屋内】 ○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。 【屋外】 ○近くの建物や地下に避難する。 ○適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、東部を守る。	【登校前】 ※1から3の情報が発信された場合は「自宅待機」 ※3の情報が発信され、大阪府域に落下した場合は「臨時休業」 ※1に引き続き、※4の情報が発信され、安全が確認できた場合は「自宅待機解除」「授業の繰り下げ等」 【在校時】 安全が確認できるまで授業中止。
【落下場所等についての情報】 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります」※3 「ミサイルは〇〇に落下した模様」※4	○引き続き屋内に避難 ○テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める。 ○行政からの指示に従う。 ○テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認。 ○引き続き避難する必要なし。	
【ミサイル通過情報】 「ミサイル通過。〇〇から〇〇へ通過した模様」※4	○テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認。 ○引き続き避難する必要なし。	

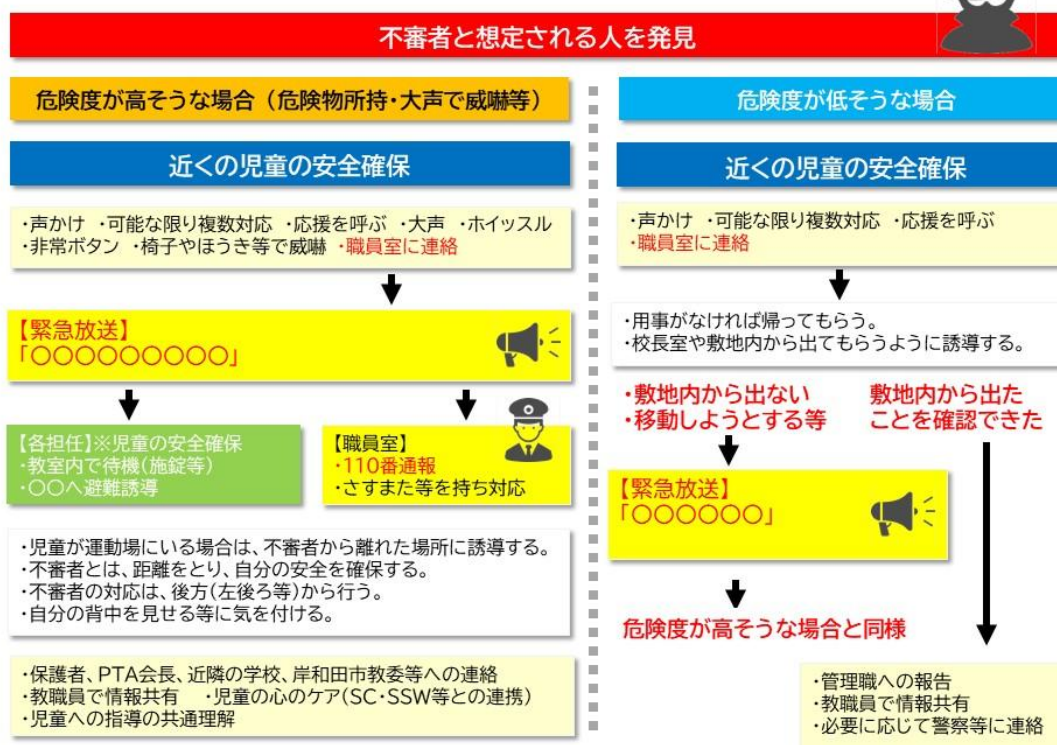
第3章 資料編（不審者対応マニュアル等）

・以下のマニュアル等を共有（配布・掲示等）し日々の指導に生かす。



学校医	山辻医院	072-427-3116	眼科	殿本眼科	072-441-4113
歯科医	山本歯科	072-440-5318		市民病院	072-445-1000
薬剤師	みらい薬局	072-429-1331		葛城病院	072-422-9909

不審者対応マニュアル



- ・以下の「校内安全点検表」を活用し、校内の安全点検を行う。

令和7年度校内安全点検表

学期に1回の校内施設設備の安全点検をお願いします。

問題がない場合は「○」、不備がある場合は「×」を入れてください。

「×」の場合、防災安全担当・校務員・管理職と相談して修理をおこなってください。

点検者			
担当場所			
点検日	1学期:	2学期:	3学期:
各教室・廊下・特別教室など			
照明器具に異常はありませんか。			
放送設備、電源は整備されていますか。			
机や椅子は壊れていませんか。			
児童用ロッカーや棚、TV台に異常はありませんか。			
窓ガラスにひびがあったり、窓枠に異常があったりしませんか。			
カーテンはついていますか。カーテンレールに異常はありませんか。			
黒板やスクリーンに異常はありませんか。			
洗面台や手洗い場はつまっていますか。			
床板や腰板、天井に異常はありませんか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
壁にくぎが出るなど危険な所はありませんか。			
教室や廊下に危険なものは置いてありませんか。			
廊下に危険なものは置いてありませんか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			
階段(山滝学級横西階段・校長室横東階段・音楽室横南階段)			
照明器具に異常はありませんか。			
窓ガラスにひびがあったり、窓枠に異常があったりしませんか。			
階段の手すりに異常はありませんか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
危険なものは置いてありませんか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			
昇降口(西、中央、東)・ピロティー			
照明器具に異常はありませんか。			
廊に異常はありませんか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
危険なものは置いてありませんか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			

トイレ(職員・5年横・家庭科室横・放送室横・体育館)			
天井や扉、個室の扉に異常はありませんか。			
窓ガラスにひびがあったり、窓枠に異常があったりしませんか。			
照明器具に異常はありませんか。			
便器に異常はありませんか。			
洗面台や排水口はつまっていますか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
危険なものは置いてありませんか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			
体育館・体育倉庫(南・石灰)			
照明器具に異常はありませんか。			
扉に異常はありませんか。			
床板や腰板、天井に異常はありませんか。			
壁にくぎが出るなど危険な所はありませんか。			
窓ガラスにひびがあったり、窓枠に異常があったりしませんか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
危険なものは置いてありませんか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			
運動場			
危険なものは落ちていたり置いていたりしませんか。			
遊具などに異常はありませんか。			
手洗い場や足洗い場はつまっていますか。			
掃除用具入れの異常や用具の不足はありませんか。整理されていますか。			
異常があれば具体的な場所と内容を書いてください。			
防災安全担当記入欄			
異常に対してどのような対応を取ったか(回復、対応した異常に日付を書いておく)			管理職印欄
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐